

国立大学法人東京農工大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>本学は、広汎な学問領域における急激な知の拡大深化に対応して教育と研究の絶えざる質の向上を図り、20世紀の社会と科学技術が残した「持続発展可能な社会の実現」の課題を正面から受け止め、農学・工学及びその融合領域における教育研究を中心に社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献することを目的とする使命指向型の科学技術大学を構築することを目標とする。</p> <p>使命指向型の科学技術大学として、</p> <p>○教育においては、知識伝授に限定されず、知の開拓能力・課題解決能力の育成を主眼とし、高い倫理性を有する高度専門職業人や研究者を養成することを目標とする。</p> <p>○研究においては、学術の展開や社会的な要請に留意しつつ、自由な発想に基づく創造的研究に加えて、社会との連携により総合的・学際的な研究も活発に展開し、社会的責任を果たすことを目標とする。</p> <p>○教育と研究の両面で国際的な交流・協力を推進し、世界に学び世界に貢献することを目標とする。</p> <p>○本学は、教育研究と業務運営の全活動について、目標・計画の立案と遂行状況の点検評価を実施・公表し、開かれた大学として資源活用最適化を図り、全学の組織体制と活動内容の絶えざる改善を図ることを目標とする。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間。</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科等を置く。</p>	

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育研究全般の質の向上に関する基本目標

- 高度の教育研究を活発に展開するため、大学院基軸の教育研究体制を充実する。
- 他大学・他研究機関との連合・連携による教育研究を推進する。
- 教育に特化した大学院制度を新たに導入し、本学大学院の教育機能を拡大する。
- 健康と安全に十分配慮した教育研究環境を構築することを目標とする。

2 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

大学院基軸大学としての高度の教育を行い、その教育効果を常に検証し教育システムを改善することにより、高度の専門性を身に着けた創造性、国際性豊かな人材を育成する。

(学士課程)

- 農学又は工学に関する基礎的専門知識を持ち、豊かな教養に基づいた健全な科学的思考や倫理観を持ち、生涯にわたり自己啓発できる人材を育成する。
- 大学院進学と職業人としての社会進出に必要な素養を持った人材を育成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育研究全般の質の向上に関する基本目標を達成するための措置

- 研究部と教育部・学部の有機的連携を深め、研究部における先端的・学際的な研究成果を生かした高度な専門教育を推進する。
- 平成18年度までに全学の教育活動の企画・調整・評価及びアドミッション・ポリシー等を推進するため、大学教育センターの機能を充実する。
- 学外研究機関等との連携・共同を推進し、大学院における教育研究の新分野への積極的な展開を図る。
- 連合農学研究科設置校として教育研究を推進するとともに、その連合の在り方について積極的に検討する。社会的ニーズに対応して、学生定員の拡充を図る。
- 獣医学科にあっては獣医学教育の充実を図り、岐阜大学大学院連合獣医学研究科の在り方について積極的に検討する。
- 次世代に期待される先端的産業分野において不可欠な技術経営学と技術リスク学の両面を総合的かつ実践的に教育し、もって双方の知見を融合的に併せ持った高度専門職業人養成のため、平成17年度から専門職大学院の導入を図る。
- キャンパス・アメニティの総合整備計画を作成し、順次実施を図る。
- 教育研究環境における安全対策を進めるとともに、安全管理教育を計画的に実施する。
- その他、教育研究体制や制度を絶えず見直し、改善に向けた十分な検討の上、速やかに実行に移す。

2 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教育の成果を高めるため、全学的に教育部及び学部のカリキュラムの見直しを進め、平成18年度から教育部・学部整合カリキュラムを導入する。

(学士課程)

- 教養教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ・ 多様な入学生に対応した導入教育を実施する他、農工融合科目群を平成18年度から導入する。
 - ・ 社会とのインターフェースとしての教養及び基礎知識、能力の涵養を図るため、技術系大学固有の教養教育を充実させる。
- 専門教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ・ 専門知識の体系的把握を促進するために、現行科目内容の見直し及び改善、専門教育体系の検討を実施し、平成18年度から農工融合科目群を含む新カリキュラムを実施する。
- 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
 - ・ 幅広い進路の選択が可能ないように、専門知識及び能力を身に着けさせる。
 - ・ 大学院進学率の向上に合わせ、平成18年度から教育部・学部間の整合教育を実施する。

(大学院課程)

- 科学技術の高度化、学際化に対応し、独創性と実行力を備えた高度な専門能力を持つ職業人や研究者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

(学士課程)

- アドミッション・ポリシーに関する基本方針
 - ・ 自然や科学技術に関心を持ち、常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で活躍することを目指す学生を国内外から広く受入れる。
- 教育理念や教育目標に連動したカリキュラム・デザインの基本方針
 - ・ 学習意欲の向上と探究心を育成できる授業形態を構築するとともに、学生が自律的に学習できるカリキュラムを提供する。
- 授業形態・学習指導法等に関する基本方針
 - ・ 農学、工学及び融合領域分野の科学技術者として必要かつ十分な教養・基礎・専門知識及び実践能力を育成するよう、講義・演習・実験・実習を体系的に配置する。

- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
 - ・ 学生及び教員による授業評価、教育環境の調査、卒業後の進路状況、卒業生及び受入れ企業・機関からの意見聴取等によって、教育効果の恒常的な評価を実施する。

(大学院課程)

- 大学院課程の成果に関する具体的目標の設定
 - ・ 確かな専門能力の育成のため、学部教育との整合性を持った大学院修士課程または博士前期課程のカリキュラムを体系的に整備し、平成18年度から整合教育カリキュラムを実施する。
 - ・ 国際性、学際性を身に着けさせるための、e-ラーニング・遠隔授業システムの整備、他大学院との単位互換等を進める。
 - ・ 科学技術の高度化、学際化、情報化、国際化に対応できる修士課程、博士前期・後期課程のカリキュラムを体系的に整備した新カリキュラムを平成18年度から導入し、シラバスを策定する。
- 修了後の進路等に関する具体的目標の設定
 - ・ 専門知識と専門技術を生かすことができる幅広い分野への一層の進出を図るために、技術経営(MOT)、知的財産関係の専門的知識技術、技術・経営リスク管理の教育を通じ、新事業に挑戦する意思と技術・経営リスク管理に関する能力を持った人材の育成を目指す。
- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
 - ・ 学生及び教員による授業評価、教育環境の調査、修士・博士の学位取得状況、修了後の進路状況、修了生及び受入れ企業等からの意見聴取等によって、教育効果について恒常的な評価を実施する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - ・ 大学入試センター試験の利用教科・科目、傾斜配点や個別入試の出題科目及び入学試験ごとの募集人員の配分等を含む学力検査方法全般の研究を推進する。
 - ・ 受験者の多様化に対応し、AO入試も視野に入れ、入学者受入れ方策を充実する。
 - ・ 多様な手段を利用して、アドミッション・ポリシーの周知・広報の充実を図る。
- 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
 - ・ 農学、工学及び融合領域分野の教育に必要な基礎・専門科目の体系的カリキュラムを平成18年度から導入する。
 - ・ 教養教育と専門教育のくさび形編成をより徹底し、教育効果を高める。
 - ・ CAP制の徹底化、リテラシー教育の改善、インターンシップ制度の拡充を図るとともに、JABEE等の認定への対応に配慮したカリキュラム・デザインを進め、JABEE等の認定の申請学科(コース)の着実な増加を図る。
- 授業形態・学習指導法等に関する具体的方策
 - ・ 少人数、対話型、学生参加型の授業形態の充実を図るとともに、体験型教材等を利用した授業を導入し教育効果を高める。
 - ・ 自習教材の充実及び情報技術の活用により、学生の時間外学習の支援の強化を図る。
 - ・ TAの配置を積極的に促進し、教育効果を高める。

- 成績評価に関する基本方針
 - ・ 履修科目の到達目標、習得項目及び評価方法を明確にして成績を評価する。

(大学院課程)

- アドミッション・ポリシーに関する基本方針
 - ・ 高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を持ち、最新の科学技術の展開に関心を持ち、実践的に行動する意欲を持った学生を広く国内外から受入れる。
- 教育理念や教育目標に連動したカリキュラム・デザインの基本方針
 - ・ 農学、工学及び融合分野の最新の展開に即応した科目を体系的に採用するとともに、学際的、国際的素養を身に着けることのできるカリキュラム編成を行う。
- 授業形態・学習指導法等に関する基本方針
 - ・ 専門教育の高度化、国際化に適応した様々な授業形態を柔軟に採用するとともに、学生の多様化に対応したきめ細かい学習指導方法を確立する。
- 成績評価に関する基本方針
 - ・ 専門知識の習得成果を評価するとともに、学習成果の発展能力、研究能力等を総合的に評価する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 組織の整備及び教職員の配置に関する基本方針
 - ・ 本学の教育理念に沿った教育実施体制を整備するために、必要な人材配置を進める。
- 教育環境の整備に関する基本方針
 - ・ 教育の情報基盤を整備する。

- 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
 - ・ GPA 制度の下で成績評価方法を明示し一貫性及び厳格性を持った成績判定を行うとともに、平成18年度から成績評価法のシラバスによる開示を実施する。
 - ・ 各種検定試験(TOEFL、TOEIC等)認定科目群を平成18年度から設置する。
 - ・ 派遣学生が海外の姉妹校等で取得した単位や、海外でのインターンシップ等による学生の活動に対して、単位として認定する方向で検討する。

(大学院課程)

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - ・ 社会人、留学生等多様な入学者の受入れ方策を充実する。
- 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
 - ・ 各分野における高度な専門知識を習得させ、国際化に対応できる高度専門職業人として必要な能力を養成するカリキュラムを平成18年度から導入する。
 - ・ 技術経営研究科(専門職学位課程)の開講科目を他の大学院課程でも学習できるようにする。
 - ・ 社会要請にこたえ社会人教育や起業家養成等に必要なカリキュラムを編成する。
- 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策
 - ・ 設備の充実や教員配置を工夫して、授業クラスの規模の適正化を図る。
 - ・ 大学院オリエンテーションを充実し、入学者の個性に応じたきめ細かい導入教育及び履修計画の作成指導を行う。
 - ・ 短期留学生プログラム(STEP)の積極的活用を図り、国際的なコミュニケーション能力を向上させるとともに、プレゼンテーション能力を育成するため、英語による授業を拡充する。
- 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
 - ・ 到達目標と成績評価法のシラバスによる開示を平成18年度から実施する。
 - ・ 派遣学生が海外の姉妹校等で取得した単位や、海外でのインターンシップ等による学生の活動に対して、単位として認定する方向で検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 適切な組織の整備及び教職員の配置等に関する具体的方策
 - ・ 教育部・学部における教育の充実のため、全学出動体制を拡充し、平成18年度から新カリキュラムに適応した体制を再構築する。
 - ・ 社会の動向や学問の発展を先取りし、大学院の専攻の拡充・増設等を行う。それに伴い、学部及び大学院の入学定員を見直す。
 - ・ 技術経営研究科(専門職学位課程)と連携して、リスク管理教育カリキュラムを編成する。そのため、学外から実務経験を有する専門家を採用することなどにより教員組織を充実させる。
 - ・ 教職課程を維持し、引続き必要な教員を配置する。
 - ・ 事務職員の専門能力向上やティーチングアシスタント(TA)の適切な配置等により教育活動の支援を充実する。
- 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
 - ・ 教育内容に対応した講義室等を整備するとともに、学生の自発的な学習活動を補助するための施設・設備を整備する。
 - ・ 学内諸施設を活用し、学生の起業を支援するためのスペースを確保する。

- 教育の質の向上のためのシステムに関する基本方針
 - ・ 教育活動に関する評価・解析結果に基づいて教育課程を改編し、教育改善を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

- 学習面、健康面、生活・経済面、就職面等、学生にかかる入学時から卒業までの期間にわたる幅広い支援を行う。

3 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 目指すべき研究の水準に関する目標
 - ・ 持続発展可能な社会を実現するために、農学、工学及び

- ・ 総合情報プラザの一環としてのデジタルキャンパス化計画により、ネットワークを利用した学生サービス支援（履修情報の取得など）及び学習支援（学習情報の取得など）を目的とする教育環境を整備する。

- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
 - ・ 教育活動に関する評価・解析結果に基づき、教育課程の改編や、各教員の教育方法の改善を図る。
- 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
 - ・ 教育改善のため、公開授業、講義方法の研修・検討会等を拡充する。
- 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策
 - ・ 単位互換協定に基づき大学間の共同教育を拡充する。
 - ・ 全国の複数の大学との遠隔授業による共同教育を充実する。
 - ・ 教育部間、学部間、専攻間、学科間の共同教育を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 府中・小金井の両キャンパスに「学生センター」を設置し、学生への学習面、健康面、生活・経済面、就職面における支援を強化する。

学習面の支援

- ・ 授業時間外の自主学習等の学習を支援する計画を検討し、実施する。
- ・ チューター制度等の導入を検討し、実施する。
- ・ 学生間支援（ピア・サポート）制度の確立を目指す。
- ・ 毎週1時間の教員のオフィスアワーを設け、学習相談窓口とする。

健康面の支援

- ・ 健康管理と健康増進を図るため保健管理センターの機能を充実し、健康管理体制の一層の充実に図る。

生活・経済面の支援

- ・ 入学料・授業料免除や奨学援助制度を見直し、独自奨学金制度を検討する。
- ・ 学内外のアルバイト紹介システムを充実する。
- ・ キャンパス・アメニティの一層の充実に図る。
- ・ 学生の福利厚生施設を改修整備するとともに、効率的運営体制を確立する。
- ・ 課外活動、ボランティア活動の活性化を図るための方策を検討し、実施する。

就職面の支援

- ・ 進路・就職相談、キャリアアップのための支援窓口等を充実して、留学生、社会人を含む学生の幅広いキャリアサポートを実施する。
- ・ 各業種別に企業を集め、企業説明会を実施する。
- ・ 就職支援システムを構築し、平成19年度から運用を開始する。

3 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
 - ・ 農学、工学及びその融合領域において持続発展可能な社会を支える科学技術の進展を目指す。

その融合領域において最高水準の研究を目指す。

- ・ 学術的・社会的に貢献度が高く、質の高い研究を行う。

○ 成果の社会への還元等に関する目標

- ・ 研究で得た成果を人類共通の財産として広く社会に還元する。
- ・ 社会の持続的な発展及び人類の知的・文化的・物質的生活の向上に貢献する。
- ・ 研究連携を通して大学と社会とがともに利益を得る体制を構築し、知的創造サイクルの形成を目指す。
- ・ 研究者の倫理意識を向上する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

○ 研究者の配置に関する基本方針

- ・ 科学技術の進展に合わせた配置、社会的要請に対応した配置を機動的に行う。

○ 研究環境の整備に関する基本方針

- ・ 研究を安全に効率よく実施できる環境を整備する。
- ・ 計画的に研究施設・設備を整備する。
- ・ 競争的な環境を醸成し、個人の能力が最大限に発揮されるシステムを構築する。

- ・ 教員の自由な発想に基づく独創的な研究を推進する。

○ 大学として重点的に取り組む領域

- ・ 持続発展可能な社会を実現するために、長期的視野に立脚した課題、萌芽的な課題に取り組むほか、社会的要請や公共性の強い課題、緊急性を要する課題にも機動的に取り組む。
- ・ 農学と工学並びに融合領域を機軸として俯瞰的な視野から総合的な科学技術の研究に取り組む。特に、ナノ未来科学、生存科学、生命農学、環境資源共生科学、動物生命科学、生命機能科学、先端生物システム学、物質機能科学、システム情報科学、論理表現科学の領域に重点的に取り組む。

○ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・ 研究成果を広く社会に還元するために、印刷物やWeb等を通して平成18年度から研究成果を公表する。
- ・ 産学連携及び国・地方自治体等との連携を拡大する。
- ・ 新産業の創出に貢献するために、新技術の創出、権利化、技術移転、起業支援等を拡大する。
- ・ 研究成果に立脚して、国・地方自治体の政策立案に積極的に参画する。
- ・ 機関及び研究者個人に対して倫理規定を整備し、徹底する。

○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 等

- ・ 研究領域に応じて適切で多様な研究評価尺度を設定し、自己点検評価に用いる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○ 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・ 基本的な研究分野に配慮しつつ、新規分野・重要性を要する課題に対応するために研究部門・研究拠点の枠を超えた研究実施体制を整備し、平成18年度から研究部門・研究拠点の枠を超えた研究を実施する。
- ・ 研究部門・研究拠点間での研究者の交流を推進し、必要に応じて配置換えを行う。
- ・ 研究者の採用に際しては、国内外の大学・研究所等への募集の周知を図り、国際化、男女共同参画を考慮して、外国人や女性研究者の採用も十分に検討し、その選考結果を公表する。
- ・ 若手研究者の流動性を高めるために、必要に応じて任期制の適用を拡大する。
- ・ 外部資金等を活用して若手研究者を雇用し、大学及び研究部の指向するプロジェクトを推進する。
- ・ 研究支援者の配置については、支援が効率的に行われるように事務職員等を配置するほか、各種の人材配置制度を積極的に活用するとともに弾力的に運用し、支援を充実する。

○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・ 中長期的研究や基礎的研究に配慮しつつ、標準的な研究基盤経費は経常的に配分し、そのほかは評価に基づいて平成18年度から重点的な経費を配分する。
- ・ 大学及び研究部として取り組むべき課題に対し、研究資金を配分する。

○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 安全かつ効率よく研究を推進していくために、各部局等の施設・設備を見直し、計画的に整備する。
- ・ 学内の諸教育研究センター等の施設・設備の充実を図り、計画的に整備する。また、これら施設・設備の効率的運用体制を整備する。

- ・ 優れた若手研究者がその能力を最大限発揮できる環境を整備する。

○ 研究の質の向上システムに関する基本方針

- ・ 研究の水準・成果を検証するためのより良いシステムを構築する。
- ・ 一定期間ごとに自己点検評価・外部評価を行い、研究の質を向上する。

4 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標
(社会との連携)

- 地域社会との連携・協力、社会サービス等を推進するための基本方針
 - ・ 国際的、全国的視野から地域社会をとらえて、自治体、NGO、NPO 等と連携協力しつつ、本学の知的・人的資源及び土地、施設を活用し、地域社会が必要とする社会人教育、青少年教育、政策立案、技術課題解決、防災災害対応等に貢献する。

- ・ 持続可能な社会を実現するために、生物資源教育研究センター（仮称）、デジタルデザイン開発センター（D³センター）（仮称）を設置する。
- ・ 大学や研究部が重点的に取り組む研究を実施するために、共用スペースを有効活用するための規則等を整備する。
- ・ 「産官学連携・知的財産センター」の小金井キャンパスでの施設の拡充を図るとともにサテライト施設及び組織を府中キャンパスに置く。

○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・ 職務発明は、原則として東京農工大学に帰属することとし、その旨を関係の規則上に規定する。
- ・ 産官学連携・知的財産センターを中核に、農工大ティー・エル・オー株式会社を活用し、ベンチャー指向の強いプロジェクト研究や産官学連携による研究の促進、特許出願・技術移転支援等を積極的・戦略的に行うとともに、特許出願、審査請求、維持のために適切な予算措置を講じる。また、担当職員を外部人材の活用その他、内部での計画的養成により充実する。
- ・ 平成17年度までに利益相反ポリシーの策定、利益相反アドバイザーの起用、利益相反委員会の設置により、アセスメント体制を整備充実する。

○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・ 平成17年度から研究者個人の研究業績・実績をWeb等で公表する。
- ・ 平成17年度から一定期間ごとに自己点検評価及び外部評価を実施して、その評価結果を公表する。
- ・ 自己評価・外部評価の評価結果に基づいて研究体制を見直し、質を向上する。

○ 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・ 大学の枠を超えた全国共同研究、研究部門の枠を超えたプロジェクト形式の学内共同研究を奨励する。

○ 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 等

- ・ 研究実施体制の整備を目指して、学内外の関連する研究組織との連携を強化し、さらに統廃合についても検討を進める。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置
(社会との連携)

- 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 - ・ 実施担当者及び担当組織の企画意図・創意を生かすことができる全学的体制を整備する。
 - ・ 実施実務支援体制を整備する。
 - ・ 取り組みについての自己点検評価改善体制を整備する。
 - ・ 近隣自治体等とのネットワークを整備充実するなど地域連携体制（ネットワーク）を整備充実する。
 - ・ 小中学生向け・高校生向け教育サービスの提供、社会人向け専門技術教育（スキルアップ教育）サービスの提供、一般市民向け教養教育サービスの提供、政策立案への寄与、環境保全・産業振興等に関わる技術課題解決への寄与、研究連携課題の調査と連携実施、防災協力等、多様な連携事業を中期計画期間中に60件以上実施する。

- 産官学連携を推進するための基本方針
 - ・ 自由な発想に基づく創造的研究及び社会的要請に基づく研究の必要性に留意して産官学連携を主体的に実施し、双方がともに利益の得られる研究を推進する。
 - ・ 社会的要請・公共性の強い研究を推進し、諸課題の解決に貢献する新技術を開発する。
 - ・ 新たな分野、融合分野や多様な形態での連携に積極的に取り組む。
 - ・ 大学と企業の組織同士の明確な契約による連携を基本とし、知的財産を適切に保護、活用する。
 - ・ 大学と社会の利益相反を適切に調整する。
- 地域の公私立大学等との連携・支援を推進するための基本方針
 - ・ 近隣の公私立大学等との連携・協力による地域貢献の強化を追求するとともに、教育研究面における相互補完についてもその可能性を追求する。
- (国際交流等)
- 国際交流に関する基本方針
 - ・ 教育・研究活動を通して本学が健全な科学技術の発展を通して世界平和の維持と人類福祉の向上に貢献することを基本に国際交流・協力を推進する。
 - ・ 優秀な留学生を受入れ、世界及び出身国の科学技術の発展及び平和と福祉に貢献できるような人材養成を行う。また、本学在籍学生が海外の大学・研究機関で知的創造活動に参画できるように、学内体制の充実を図る。
 - ・ 教育研究活動を通して世界の人材育成及び知的創造活動に貢献することを奨励し、かつその活動を円滑かつ効率的に推進できるような学内支援体制を整備・構築する。
 - ・ 姉妹校ネットワークを生かし、アジア等発展途上国の国際人材育成の拠点とするための基礎を構築する。

- 産官学連携の推進に関する具体的方策
 - ・ 学主導型の研究プロジェクトを推進する。
 - ・ 公募型競争的資金への積極的な応募を奨励する。
 - ・ 総合的学際的な共同研究や複数企業・国・自治体との研究連携等に積極的に取り組む。
 - ・ 「産官学連携・知的財産センター」の組織体制及び運営体制を充実する。
 - ・ 農工大ティー・エル・オー株式会社の協力を得て学内研究シーズの広報に努め、共同研究、技術移転、大学発ベンチャー創出・育成等を推進する。
 - ・ 平成18年度までに利益相反のアセスメント体制を整備充実する。
- 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策
 - ・ 「学術・文化・産業ネットワーク多摩」を基盤とした多摩地区公私立大学等との連携活動へ積極的に参加し、中期計画期間中、連携活動に6件以上協力する。
 - ・ 連携大学院制度等を活用した教育研究者の交流と協力を拡充する。
- (国際交流等)
- 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
 - ・ 「国際交流推進センター(仮称)」を設け、留学・派遣に関する情報提供や学生に対する語学教育等及び学術交流の支援業務を強化する。
 - ・ 英語による Web コンテンツの充実、海外での留学フェアへの参加や姉妹校等との積極的交流を通して海外への広報活動を強化する。
 - ・ 留学生に対する生活支援体制並びに財政支援体制を拡充する。
 - ・ 海外派遣を希望する学生の英語能力向上のため、短期語学研修プログラムの開講や自習できる環境の整備を図る。
 - ・ 短期留学プログラム等の英語による教育プログラムを拡充し、日本人学生の英語能力の向上とともに、学内における学生間の国際交流の拡大を図る。
 - ・ 日仏共同博士課程制度等の多国間教育協力を積極的に推進する。
 - ・ JICA 等国際関係機関の事業による留学生の受入れを積極的に推進する。
- 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
 - ・ 全学の国際交流を推進するために、関連する事務組織は国際交流推進センターのもとで一元化を図る。
 - ・ 国際的な学生交流を一層活発化させるために国際教育プログラムを編成する。
 - ・ 姉妹校の拡充整備により、主要地区特にアジア地域における教育研究活動の拠点形成を行う。
 - ・ 研究交流として外国人研究者の受入れ、国際会議等の主催、研究発表等を拡大する。
 - ・ JICA 等国際関係機関の事業による研究者の受入れ及び教員の派遣を拡大する。
 - ・ 留学生・研究者と地域社会との学術・文化における国際交流を一層強化する。
 - ・ 留学生及び研究者の受入れのための宿泊施設、さらに日本人学生や教職員との交流スペースを兼備した国際交流会館等の施設の拡充整備を行う。

(2) 産業資料の収集・保管・調査研究・展示による社会サービスの拡充と本学における教育研究活動の質の向上に関する目標

- 大学附属博物館を設置し、教育面における社会サービスと本学における教育研究の質を向上する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- 組織構成員のコンセンサス形成と意思決定の透明性確保を重視しつつ、社会的・全学的視点に立った学長のリーダーシップが十分に発揮される全学運営体制を実現する。
- 部局長の補佐体制を充実し、部局長のイニシアチブが発揮される部局運営体制を構築する。
- 中期目標・中期計画を具現化するため、各セグメントの業務実施に見合う資源配分と先行的・重点的資源配分とを適切に均衡させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 「持続発展可能な社会の実現」を目指す使命指向型の大学院基軸大学として、社会的ニーズを踏まえつつ、本学の教育研究組織の個性化・高度化を一層進める。

3 人事の適正化に関する目標

- 本学の教育研究の活性化を図るため、採用に関する諸条件を適切に勘案した公募制を原則として採用する。任期制については、制度の在り方の検討を進めつつ、現状に即して拡充

- ・ 国際共同研究を支援するために教育研究スペースを確保する。

(2) 大学附属博物館（仮称）設立に向けた具体的措置

- 東京農工大学工学部附属「繊維博物館」の拡充計画と農学部が進めている畜力農機具コレクション展示活動及び「近代農学フィールド博物館（仮称）」構想を統合し、学外機関との連携も視野に入れつつ、大学附属博物館を設置する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
 - ・ 役員会の下で経営戦略の素案を審議する体制をとる。
- 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策
 - ・ 役員を支援する事務組織について、平成16年度末までに見直しを行うとともに、以降も必要に応じて定期的に見直しを行う。
- 部局長を中心とした機動的・戦略的な部局運営に関する具体的方策
 - ・ 部局長の補佐体制を強化するため、副部局長を置く。
 - ・ 部局長の下に部局運営委員会を設置し、教授会の審議事項を精選する。
- 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
 - ・ 事務職員が独自の専門性を持ちながら大学運営に参画できる体制を整備する。
- 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
 - ・ 中期計画に基づいた経営戦略に従った資源配分を平成17年度から実施する。
- 内部監査機能の充実に関する具体的方策
 - ・ 内部監査体制を整えるとともに、監査能力向上のため研修制度を充実する。
- 大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策
 - ・ 他大学との協力・連携を強化する。
 - ・ 他の国立大学法人との統合については引続き検討を行う。
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
 - ・ 全学計画評価委員会が実施する自己点検評価とそれを基礎とする第三者評価の結果を踏まえ、全学的視点に立って教育研究組織の見直しを推進する。
- 教育研究組織の見直しの方向性
 - ・ 自己点検・評価と第三者評価を踏まえ、本学の基本理念に沿って見直しを行う。
- 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置
- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・ 教員の採用に当たっての選考基準の明確化と教員採用過程の透明化を一層進める。
 - ・ 学外の専門家の意見をも参考とし、より総合的な判断を可能とする人事の仕組みを設ける。

するなど雇用形態を多様化する。

- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- 事務職員等の専門性の向上について、長期的視野に立った研修を行うとともに、専門性の高い職種については、経験や資格を有する優秀な人材を確保する。
- 教員の学内外の研究教育活動等、多面的な活動を適正に評価するとともに、職員についても評価に基づいた人事システムを策定し、その適正な評価に基づいた給与システムを構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ・ 限られた人的資源の下で教育・研究を効果的に支援するため、経営的視点に立ち、機動性、柔軟性、効率性のある事務組織を形成する。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- ・ 固定収入を確保しつつ、外部研究資金を増加し、新たな自己収入を開拓する。

- ・ 弾力的かつ多様な雇用形態を可能とするため、兼職・兼業に関する規制を緩和するとともに、ワークシェアリング、サバティカル制度の導入や、定年制度の変更について結論を得る。
- 任期制・公募制の導入等教員の流動性向上に関する具体的方策
 - ・ 公募制を一層積極的に活用し、その要件や選考の方法を工夫する。
 - ・ 任期制については、適用範囲、処遇等を検討しながら拡充する。
 - ・ 優れた若手研究者等の採用拡大のため、外部資金等による任期付採用制度を導入する。
 - ・ 特に優れた研究者の採用については、任期制も含めて処遇等を検討する。
- 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
 - ・ 国籍、性別、障害の有無、出身大学等にとらわれない採用を実現する。
- 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・ 人員（人件費）の管理に関しては、学内において中長期的な人事計画を策定するとともに全学的な見地に立った教職員の配置等（人件費管理を含む）について調整を行う仕組みを設ける。
 - ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
 - ・ 事務職員等の採用は、他大学と協力して採用試験を実施する。専門性の高い職種については、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を構築する。
 - ・ 海外研修制度や在職出向等の実践的な研修制度を整備するとともに、他機関との人事交流を拡充する。
- 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
 - ・ 給与に本人の業績が適切に反映されるよう、業績評価の具体的項目及び評価尺度を設定し、それらを総合的に勘案した評価法を構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
 - ・ 縦割りになりがちな事務組織を効率的な組織とするため、平成16年度末までに見直しを行うとともに、以降も業務の必要性に応じて見直す。
- 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策
 - ・ 業務の質の維持・向上と効率化に寄与するため、近隣の大学と共同で業務処理の導入を検討する。
- 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策
 - ・ 業務の質の維持・向上と効率化が図れる業務についてはアウトソーシングを導入する。
- 情報化推進の体制を充実し、業務の情報化による簡素化・効率化を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 固定収入の確保
 - ・ 学生納付金の徴収方法を平成17年度までに自動引落等の効率化を図る。
 - ・ 教育研究附属施設の収入については、本来の教育研究に支障を生じない範囲で、収入を確保する。
 - ・ 家畜病院収入については、診療体制の充実を図り、中期目標期間中に平成12年度からの過

2 経費の抑制に関する目標

- ・ 運営費交付金の合理化に対応して管理的経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 資産を効果的・効率的に運用する。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- 教育研究・社会貢献・業務運営等の全機能を絶えず向上させるため、全活動領域に関する中期目標・中期計画実施状況と目標達成度を自己点検評価し、外部評価・第三者評価にも積極的に供するとともに、これらの評価結果を次期の目標・計画立案に生かす。

2 情報公開等の推進に関する目標

- 個人情報や特許情報等の保護を必要とする情報を除いて、大学の全分野における活動の方針・目標・計画・実績・評価結果に関する情報を積極的に公開する。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 教育研究活動に必要な施設スペースは、特に既存施設の持続的有効活用を図ることを第一として、積極的に改修整備及び維持保全の管理を推進し、必要とする新設施設を計画的に整備する。
- キャンパス・アメニティの向上は学生及び教職員にとって極めて重要な課題であると同時に、大学の魅力にも係る重要な課題であることから、地域との共生にも配慮しつつ、個性あるアメニティを創造し維持する。

去3年間の平均収入額より50%増加する。

○ 外部研究資金の増加

- ・ 競争的資金の申請増加のための支援組織の確保、共同研究等の受入窓口の整備や産学連携コーディネーター活用等の全学的な支援システムを整備する。
- ・ 科学研究費補助金について、1人最低1件以上申請することを目標とする。
- ・ 受託研究、共同研究を行う教員数を中期目標期間中に、平成12年度からの過去3年間の平均値より10%増加する。

○ 収入を伴う新たな事業の展開

- ・ 収入を伴う新たな事業を開拓するため、大学全体で推進する組織を構築する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 業務のIT化等により業務全般に要する経費を毎年合理化する。
- ・ 経費ごとに具体的な節減目標値を設定するとともに、省エネ型設備へ計画的に切り替えるなど水光熱費等を毎年1%節約する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 教育研究施設の点検・評価に関する調査を平成17年度から毎年実施し、施設の適切な使用面積配分と弾力的な運用を行うため共用スペースを確保する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○ 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・ 目標・計画の立案と点検評価を一元的に実施する体制を拡充するとともに、データの収集や分析等に携わるスタッフを配置する。
- 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
- ・ 中期計画期間の中間に自己点検評価を実施し、その評価結果に基づき大学運営を改善する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・ 平成16年度から本学の諸活動に関するデータベースを計画的に整備し、平成19年度までにインターネットによる最新情報提供体制を確立する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○ 施設等の有効活用と整備に関する具体的方策

- ・ 施設等の有効活用に資するために実施する点検・評価実施調査で得られたデータベースをWeb上で運用(有効活用・維持保全対応)するシステムを平成18年度までに構築し、使用スペースの円滑な運用を進める。
- ・ 施設整備の進捗に合わせながら実験研究スペースの20%を目標として共用スペースを確保する。これらからプロジェクト研究活動等を支援するためのレンタルラボスペースを貸し出すことにより研究需要に機動的に対応する。
- 施設等の維持管理に関する具体的方策

2 安全管理に関する目標

- 教育研究活動を円滑に進めるために、全学生・教職員等の健康と安全が確保されるように、適用される法令等の厳格な遵守による安全管理を図る。
- 予期せぬ各種災害等への対策については地域と協力しつつ、信頼される防災対策及び実施体制を確保する。

3 大学情報システムの整備充実と運用改善

- 総合情報プラザの実現により、本学の イ. 教育・研究支援の向上、ロ. 学生サービスの向上、ハ. 業務効率の向上、ニ. 情報公開支援の推進を図り、教育研究や業務全般の質の向上に資するとともに、業務の効率化及び社会に対する説明責任を果たす。
- 情報メディアを一元管理する総合情報プラザを運用する体制を強化する。

- ・ 棟毎の施設設備データをWeb上で一元管理できる体制を平成18年度までに整備する。
- ・ 施設等の定期的な巡回点検を実施する。
- ・ プリメンテナンスを効率的・継続的に行うため、競争的資金のオーバーヘッドやレンタルラボの各種チャージの一部を維持・保全のための経費に組み入れる。
- ・ 実験設備等(附帯設備共)について、特に安全確保や省エネの観点からの更新計画を策定する。
- キャンパス・アメニティの向上に関する具体的方策
 - ・ キャンパス・アメニティ充実のための優先・重点ゾーンについて計画を策定し、随時改善していくこととする。
 - ・ バリアフリー及び調和のとれたデザイン(インテリア・エクステリア共)の整備計画を策定する。
 - ・ エコキャンパス創造に向け、建築物の総合的な再点検・整備を行う。
 - ・ キャンパスへの車輛等の入構についてはその適正な在り方について、調査検討を実施し、駐車場・駐輪場を整備する。
 - ・ 実験研究施設内での安全を確保するとともにセキュリティ対策を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 教育研究環境の安全・衛生管理の確保に関する具体的方策
 - ・ 事業所ごとに安全衛生管理体制を確実に機能させるための「安全管理センター(仮称)」を設置する。
 - ・ 安全管理マニュアルを平成17年度までに改訂するとともに、学生・教職員に対する安全管理教育を計画的に実施する。また、Web上で公開することでマニュアルの周知徹底を図る。
 - ・ 化学薬品・実験廃液・廃棄物の管理・取扱いについては法律に準拠した管理システムを活用して全学での一元管理体制を平成17年度までに確立する。
 - ・ 放射線・RI等の取扱い、組換えDNA・バイオ研究の操作基準等については、安全対策を充実させる。
- 災害発生時の対策と危機管理に関する具体的方策
 - ・ 地域防災拠点としての役割を担うことのできる防災及び災害発生時対応マニュアルを整備し、その防災体制の確立と設備の充実を図る。
 - ・ 地方自治体の各官署との防災ネットワークの構築を推進する。
 - ・ 危機管理に対するマニュアルを整備し、危機管理体制の確立と設備の充実を図る。

3 大学情報システムの整備充実と運用改善を実現するための措置

- 総合情報プラザの構築に関する措置
総合情報プラザの実現により、本学の イ. 教育・研究支援の向上、ロ. 学生サービスの向上、ハ. 業務効率の向上、ニ. 情報公開支援を推進する。具体的な事項を以下に示す。
 - ・ 総合情報プラザの構築のために、以下のデータベースを完成する。
 - ・ 平成17年度までに教職員活動情報をデータベース化し、研究者総覧、研究者個人の研究業績等のWebによる公表及び教職員活動情報の共有化により教育・研究支援を図るとともに、評価根拠情報の提供などにより業務効率を向上させる。
 - ・ 学務情報をデータベース化し、学生自身のインタラクティブな学業情報(成績、履修届け、就職情報等)の取得、データの共有化によるきめ細かな就学指導及び業務の効率化を図る。

- ・平成17年度までに物品購入依頼情報の発生源入力を実現し、教育職員のインタラクティブな物品購入依頼・予算照会等を通じた教育・研究支援、及び経理処理の合理化による業務の効率化を図る。
- ・平成18年度までに財務会計情報システムによるデータの共有化等により、予算配分から執行までの業務を効率化する。
- ・上記の各種データベースの構築とともに、統一認証システム等の導入によりセキュリティ基盤を強化し、個人情報も含む蓄積情報の保護を図る。
- ・遠隔地授業・遠隔地会議に資する通信システムを拡充するとともに、モバイル環境の充実を図る。さらに、電子化情報コンテンツの充実と利用性向上を実現し、eラーニング・遠隔授業システムを支援する。
- ・上記の情報メディアを一元管理する総合情報プラザの実現のために、平成17年度までに図書館、総合情報メディアセンター、情報化推進室の協力体制を強化する。

VI 予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画
別紙

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 17億円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画
農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターフィールドミュージアム秩父の土地の一部（埼玉県秩父市大滝浜平丸クロ6093 5,377㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善等に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・小規模改修	総額 216	施設整備費補助金 (216)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センタ

一施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(人事に関する方針)

本学の教育研究の活性化を図るため、採用に関する諸条件を適切に勘案した公募制を原則として採用する。

人事制度の在り方について検討を進め、多様な勤務形態の実現を図る。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

事務職員等の専門性の向上について、長期的視野に立った研修を行うとともに、専門性の高い職種については、経験や資格を有する優秀な人材を確保する。

教員の学内外の研究教育活動等、多面的な活動を適正に評価するとともに、職員についても評価に基づいた人事システムを策定し、その適正な評価に基づいた給与システムを構築する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 41,893百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担 なし

中期目標		中期計画	
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)	
学部	農学部 工学部	平成 16 年 度	農学部 1315人 〔うち獣医師養成に係る分野 210人〕 工学部 2321人
学府	工学府 農学府 生物システム応用科学府		工学教育部 596人 〔うち博士前期課程 472人 博士後期課程 124人〕 農学教育部 277人(うち修士課程 277人) 生物システム応用科学教育部 170人 〔うち博士前期課程 104人 博士後期課程 66人〕
研究院	共生科学技術研究院		連合農学研究科 60人
研究科	連合農学研究科 参加大学一茨城大学、宇都宮大学 技術経営研究科(専門職学位課程)	平成 17 年 度	農学部 1300人 〔うち獣医師養成に係る分野 210人〕 工学部 2282人
研究科	岐阜大学大学院連合獣医学研究科 の参加大学		工学教育部 634人 〔うち博士前期課程 482人 博士後期課程 152人〕 農学教育部 296人(うち修士課程 296人) 生物システム応用科学教育部 170人 〔うち博士前期課程 104人 博士後期課程 66人〕
			連合農学研究科 81人 技術経営研究科(専門職学位課程) 40人
		平成 18 年 度	農学部 1285人 〔うち獣医師養成に係る分野 210人〕 工学部 2253人
			工学府 662人 〔うち博士前期課程 482人 博士後期課程 180人〕 農学府 296人(うち修士課程 296人) 生物システム応用科学府 170人 〔うち博士前期課程 104人 博士後期課程 66人〕 連合農学研究科 102人

	平成 19 年度	技術経営研究科（専門職学位課程） 80人
		農学部 1270人 〔うち獣医師養成に係る分野 210人〕
		工学部 2224人
		工学府 662人 〔うち博士前期課程 482人 博士後期課程 180人〕
		農学府 296人（うち修士課程 296人） 生物システム応用科学府 170人 〔うち博士前期課程 104人 博士後期課程 66人〕
		連合農学研究科 120人
	平成 20 年度	技術経営研究科（専門職学位課程） 80人
		農学部 1270人 〔うち獣医師養成に係る分野 210人〕
		工学部 2224人
		工学府 662人 〔うち博士前期課程 482人 博士後期課程 180人〕
		農学府 296人（うち修士課程 296人） 生物システム応用科学府 170人 〔うち博士前期課程 104人 博士後期課程 66人〕
		連合農学研究科 120人
平成 21 年度	技術経営研究科（専門職学位課程） 80人	
	農学部 1270人 〔うち獣医師養成に係る分野 210人〕	
	工学部 2224人	
	工学府 662人 〔うち博士前期課程 482人 博士後期課程 180人〕	
	農学府 296人（うち修士課程 296人） 生物システム応用科学府 170人 〔うち博士前期課程 104人 博士後期課程 66人〕	
	連合農学研究科 120人	
		技術経営研究科（専門職学位課程） 80人

(別紙)

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	37,990
施設整備費補助金	216
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	5,021
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	
授業料及入学金検定料収入	20,422
財産処分収入	0
雑収入	1,073
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	14,151
長期借入金収入	0
計	78,873
支出	
業務費	59,485
教育研究経費	46,244
診療経費	0
一般管理費	13,241
施設整備費	216
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	14,151
長期借入金償還金	5,021
計	78,873

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 41,893百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ計算している。

注) 退職手当については、国立大学法人東京農工大学退職手当規定に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。
L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院教育研究に必要な設置基準上の教職員の 人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額)
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準上の教職員の 人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額)
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成16年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の 人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の 人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の 人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の 人件費相当額及び事業経費の総額。
E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の 人件費相当額及び事業経費の総額。
E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画中は同額。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A (y) + C (y)}$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) + \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y) : 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③、⑧)を対象。

E(y) : 教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪)を対象。

F(y) : 教育等施設基盤経費(④)を対象。

G(y) : 特別教育研究経費(⑫)を対象。

H(y) : 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費(①)を対象。

M(y) : 特殊要因経費(⑬)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額を決定。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 産学連携等研究収入については、年2%の受入額の増額を見込み、自己収入及び寄附金収入等については、16年度と同額を見込むことにより試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費については、効率化係数に基づき見込み、施設整備費については、16年度と同額を見込むことにより試算した支出予定額を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	75,115
業務費	68,839
教育研究経費	11,983
診療経費	0
受託研究費等	11,901
役員人件費	663
教員人件費	31,654
職員人件費	12,638
一般管理費	3,736
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,540
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	75,115
運営費交付金	37,318
授業料収益	16,451
入学金収益	2,858
検定料収益	818
附属病院収益	0
受託研究等収益	11,901
寄附金収益	2,155
財務収益	0
雑益	1,073
資産見返運営費交付金戻入	570
資産見返寄付金戻入	55
資産見返物品受贈額戻入	1,916
臨時利益	0
純利益	0
純利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	79, 982
業務活動による支出	72, 575
投資活動による支出	1, 276
財務活動による支出	5, 021
次期中期目標期間への繰越金	1, 110
資金収入	79, 982
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	37, 990
授業料及入学金検定料による収入	20, 422
附属病院収入	0
受託研究等収入	11, 901
寄附金収入	2, 249
その他の収入	1, 073
投資活動による収入	
施設費による収入	5, 237
その他の収入	0
財務活動による収入	
前期中期目標期間よりの繰越金	1, 110

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額（1,110百万円）が含まれている。